

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	河崎会看護専門学校
設置者名	医療法人河崎会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
看護専門課程	看護第1学科	夜・通信	13単位 (275時間)	10単位 (240時間)	
	看護第2学科	②夜・通信	6単位 (155時間)	6単位 (135時間)	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) ()内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条(経過措置)に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時間数を併記する。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	河崎会看護専門学校
設置者名	医療法人河崎会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	学校教職員が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、教育活動等の学校運営の改善に資するため、学校長は、自己評価を本校の実習施設等の関係者により組織された学校関係者評価委員会に報告し、意見を求め、その結果を公表する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
市立貝塚病院看護局長 （令和7年4月1日～）	令和7年5月1日 ～ 令和9年4月30日 （更新）	学校関係者評価委員 （実習施設）
泉大津市立周産期小児医療 センター看護部長 （令和7年4月1日～）		
永山病院看護部長 （平成30年4月1日～）		学校関係者評価委員 （出身学校）
大阪府立貝塚南高等学校 校長（令和2年4月1日～）		
岸和田徳洲会病院看護師 （平成21年10月1日～）	令和2年5月1日～ 令和9年4月30日 （更新）	学校関係者評価委員 （卒業生）
淀川キリスト教病院看護師 （令和2年5月1日 ～令和4年3月31日）		
近畿大学病院看護師 （令和6年4月1日～）		
（備考） 第三者評価未実施		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	河崎会看護専門学校
設置者名	医療法人河崎会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーに基づき、ディプロマポリシーを見据えて3年間の教育課程、進度表を編成。 また、教員間の研究授業による授業評価や学生アンケートによる授業評価を踏まえ、各授業終了後、外部講師を含め各担当教員が授業計画書の必要な見直しを行い、翌年度の授業計画書の作成を行っている。 作成された授業計画書は副学校長にて点検を行った後、年度初めに学生便覧とともに学生に配布し、本校ホームページにも掲載。	
授業計画書の公表方法	本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・学修成果の評価及び単位認定については、学則と履修規程に定めている。 ・学修成果の評価は、試験の成績と実習評価に基づき行っている。 ・出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目の試験を受ける資格がないものとする。但し、実習評価は、5分の4の出席で評価を受ける資格を有する。 ・授業科目の評価は100点で満点とし、60点以上を合格とする。 ・合格者には当該授業科目について単位認定を行う。 ・試験の成績の評価は、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)の4段階とし、優、良又は可の評価を合格としている。 ・単位認定は、最終的には判定会議(学校運営会議)にて行う。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ○看護第1学科全学年及び看護第2学科1・2学年 成績は科目毎に100点満点で点数を算出し、90点以上を「S」、80点以上90点未満を「A」、70点以上80点未満を「B」、60点以上70点未満を「C」、60点未満を「D」として評価する。 これらの成績分布をGPAによる客観的評価として下記のとおり算出する。 ①学生一人ずつ全科目の評価を「S」は4点、「A」は3点、「B」は2点、「C」は1点としてGPに換算。 ②GPAを算出する基準は次の通り。 GPA＝(授業科目で得たGP×授業科目の単位数)の総和/授業科目の単位数の総和 ○看護第2学科3学年 授業科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点を算出する。 ○前期、後期に分けて成績分布を作成し判定会議での参考とする。 全科目の評価が揃う3月中旬には成績分布を作成し進級判定会議での参考とする。 前期判定会議、進級判定会議終了後、個人成績及び成績分布を学生に書面にて配布。成績は、成績単位担当教員の指示の下、教務事務が管理。学生又は保護者から開示を求められた場合は、書面には配布。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・ 卒業の認定は、卒業年の1月末、学校長、副学校長、教務主任等で構成する卒業判定会議（学校運営会議）の議を経て学校長が行う。 ・ 卒業の認定基準：①学則に定める全ての授業科目について単位認定を受けていること。 ②欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	河崎会看護専門学校
設置者名	医療法人河崎会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務所にて冊子「決算書類一式」を備付、供覧、写しの送付等。
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		看護専門課程	看護第1学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼	102 単位 (2,875 時間)	82 単位 1,700 時間	7 単位 140 時間	13 単位 1,035 時間			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人		113人	0人	10人	0人	10人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・ 教室での講義、実習室での学内演習、病院等の実習施設での臨地実習により構成。 ・ 年度毎に各授業終了後、担当教員が必要な見直しを行い、3月に翌年度の授業計画の作成を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） ・ 成績評価は、試験の成績と実習評価に基づき行っている。 ・ 授業科目の評価は100点で満点とし、60点以上を合格とする。 ・ 合格者には当該授業科目について単位認定を行う。 ・ 試験の成績の評価は、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）及び不可（60点未満）の4段階とし、優、良又は可の評価を合格としている

卒業・進級の認定基準
(概要) 全授業科目を修得し、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えない者
学修支援等
(概要) ・教員による夏・冬2回の国家試験対策講義の実施。 ・国試担当教員による綿密で個々の学生に応じた国試対策。 ・個別面談を頻繁に行い、学生のメンタルサポートを行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
37人 (100%)	0人 (0%)	35人 (94.6%)	2人 (5.4%)
(主な就職、業界等) 病院等の医療機関			
(就職指導内容) 実習病院等の採用担当者を招き、就職説明会を開催。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師資格取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
112人	2人	1.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員による個別面談、保護者との連携を強化する。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護第2学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	夜	72 単位 (2,195 時間)	55 単位 1,445 時間	1 単位 30 時間	16 単位 720 時間	0	0

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
135 人	108 人	0 人	8 人	0 人	8 人
カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）					
（概要） ・ 教室での講義、実習室での学内演習、病院等の実習施設での臨地実習により構成。 ・ 年度毎に各授業終了後、担当教員が必要な見直しを行い、3月に翌年度の授業計画の作成を行っている。					
成績評価の基準・方法					
（概要） ・ 成績評価は、試験の成績と実習評価に基づき行っている。 ・ 授業科目の評価は100点で満点とし、60点以上を合格とする。 ・ 合格者には当該授業科目について単位認定を行う。 ・ 試験の成績の評価は、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）及び不可（60点未満）の4段階とし、優、良又は可の評価を合格としている					
卒業・進級の認定基準					
（概要） ・ 全授業科目を修得し、欠席日数が出席すべき日数の1/3を超えない者。					
学修支援等					
（概要） ・ 教員による夏・冬2回の国家試験対策講義の実施。 ・ 国試担当教員による綿密で個々の学生に応じた国試対策。 ・ 個別面談を頻繁に行い、学生のメンタルサポートを行っている。					

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
40 人 (100%)	0 人 (0%)	40 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） 病院等の医療機関			
（就職指導内容） 実習病院等の採用担当者を招き、就職説明会を開催			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師資格取得			
（備考）（任意記載事項）			
中途退学の現状			
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数		中退率
118 人	4 人		3.4%

(中途退学の主な理由) 家庭の事情
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員による個別面談、保護者との連携に努める。

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護第1学科	300,000 円	490,000 円	108,000 円	
看護第2学科	300,000 円	410,000 円	88,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校教職員が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、教育活動等の学校運営の改善に資するため、学校長は、自己評価を本校の実習施設等の関係者により組織された学校関係者評価委員会に報告し、意見を求め、その結果を公表する。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
市立貝塚病院看護局長	令和7年5月1日～ 令和9年4月30日 (更新)	実習施設関係者
泉大津市立周産期小児医療センター 看護部長		
永山病院看護部長		
大阪府立貝塚南高等学校校長		出身学校関係者
岸和田徳洲会病院看護師		卒業生
近畿大学病院看護師		
第三者評価結果の公表方法		

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp
(備考) 第三者評価は実施しておらず、評価の基本方針及び評価の委員については、学校関係者評価の内容を記載している。

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページにて公表 https://www.kawasakikai-kango.jp

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H127310000610
学校名（〇〇大学 等）	河崎会看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	医療法人河崎会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		23人（15）人	22人（13）人	24人（15）人
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	11人	
	（うち多子世帯）	（ － 人）	（ － 人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	0 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	0 人	－ 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				24人（ 15 ）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	— 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0 人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	— 人	人	人
計	— 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	— 人
3月以上の停学	0 人
年間計	— 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。